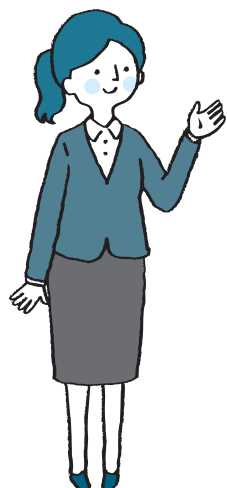


健保だより

〒485-8550 小牧市東三丁目1番地 ☎0568(77)3514 FAX 0568(77)5382

No.164
2019年4月

2019年度予算が決まりました

当健保組合の予算委員会が2月19日に開催され、
2019年度の予算と事業計画が承認されましたので、お知らせします。

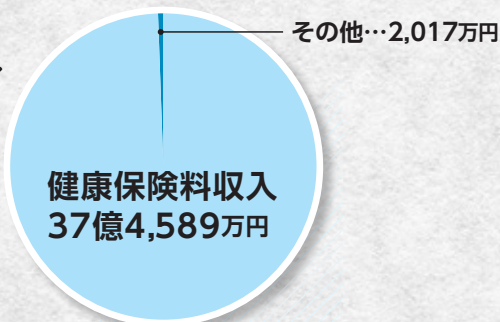
当健保組合の2019年度予算は、経常収支差引で3億5,290万円の黒字を見込むことができました。しかし、経常収入の41%にあたる高齢者の医療を支えるための納付金は依然として健保財政を圧迫しています。納付金負担は今後も増加が予想され、健保組合の財政は、ますます厳しいものとなりそうです。

このような状況ではありますが、当健保組合は今年度も、データヘルス計画に基づく課題を中心に、効果的な健康づくり事業を実施してまいります。ぜひ積極的に活用され、ご家族そろって健康な毎日をおすごしください。

健康保険・予算の内訳

経常収入

37億6,606万円



経常支出

34億1,316万円

保健事業費…1億144万円
健診・保健指導など
健康づくり事業の費用他

納付金
15億3,078万円
高齢者医療制度等への納付金

経常収入の 41%

その他…8,966万円

保険給付費
16億9,128万円
医療費や各種給付金

経常収入の 45%

保険給付費＋納付金で経常収入の86%

2019年度予算(経常収支)

単位:百万円

科目		金額
経常収入	健康保険料収入	3,746
	その他	20
	計	3,766
経常支出	保険給付費	1,691
	法定給付費	1,648
	付加給付費	43
	納付金	1,531
	前期高齢者納付金	644
	後期高齢者支援金	887
	保健事業費	101
	その他	90
	計	3,413
経常収支差引		353

※端数処理のため合計が合わない場合があります。

介護保険料率が変わります

2019年3月(4月徴収分)から、
介護保険料率が変わります(給与・賞与とも)。
※任意継続被保険者の方は2019年4月納付分から変わります。

	介護保険料率	負担割合	
		被保険者	事業主
変更前	18.0%	9.0%	9.0%
変更後	16.4%	8.2%	8.2%

下記に該当する方は、
会社を通じて健保組合に
届け出れば介護保険料は
免除となります。

該当理由	添付書類
日本国内から外国へ転居した	転出日が確認できる住民票の除票 ※マイナンバーの記載のないもの
介護保険施設・ 特定施設等に入所した	施設等に入所・入院していることを 証明する書類



改元に伴って 各種申請書が 新しくなります

元号が改められるのに伴って、当健保組合の各種申請書が新しいものになります。
2019年5月以降に申請する場合は、当健保組合のホームページから新しい申請書
をダウンロードしてご使用ください。ただし、更新前の申請書もご使用いただけます。
なお、健康保険証・限度額適用認定証等の更新はありません。現在お手元にお持ち
のものを5月以降もそのままご使用ください。

住友理工健康保険組合 住友理工株式会社

コラボヘルスを推進します

住友理工健康保険組合と住友理工株式会社は、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、連携(コラボヘルス)を
推進し、効率的かつ効果的な事業を実施します。実施にあたり、健診結果等の情報を健康保険組合と事業所で共有・
活用することとなりますので、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、下記のとおりお知らせします。

事業内容と共同利用する個人データ

実施する事業内容	共同利用する個人データ
① 健診結果および疾病リスク保有者データの 共有による事後指導	生活習慣病関連項目(事業所が実施する法定 健診、健保組合が実施する人間ドックの結果表)
② 被保険者(社員)および被扶養者(家族)に 対する医療機関への受診勧奨	健診結果において疾病ハイリスク者および生活 習慣病の発症リスクが高い方への未受診情報 ※病歴・治療内容等の情報は含まれません
③ 住友理工グループへの情報発信と受診勧奨	

個人データを共同利用する者の範囲

住友理工 健康保険組合	保健事業担当の役職員 (責任者)常務理事	住友理工 株式会社	人事部ヘルスケア室・ 健康管理室の産業医と産業看護職 (責任者)人事部ヘルスケア室長
----------------	-------------------------	--------------	--



- ★ 本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれません。
- ★ 本事業の事業内容および目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、事業目的以外で用いられることは
一切ございません(違反した場合、責任者および違反者には罰則が課せられます)
- ★ 本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所もしくは健康保険組合にお申し出ください。



2019年度

保健事業一覧



(注)対象者の年齢は2020年3月31日時点

健康情報・健保組合のPR

項目	時期 及び 概要
「健保だより」の配付	年3回(4月・8月・12月)自宅に送付
医療費通知	WEBで閲覧(P.6参照)

各種補助金

項目	対象者	概要
乳がん検診	30歳以上の被保険者・被扶養配偶者	上限5,000円を補助(年度内1回のみ)
子宮頸がん健診	20歳以上の被保険者・被扶養配偶者	上限3,000円を補助(年度内1回のみ)
肺がん検診	18歳以上の被保険者・被扶養者	上限8,000円を補助(年度内1回のみ)
前立腺がん検診	50歳以上の被保険者	上限2,000円を補助(年度内1回のみ)
歯科健診	被保険者・被扶養者 (集団歯科健診受診者を除く)	上限3,000円を補助(年度内1回のみ)
不妊治療費	被保険者・被扶養者	上限5万円を補助(通算で5年まで)

契約保養所

項目	概要
リゾートトラスト	リゾートホテル「エクシブ」と保養所契約。申込みはFAXまたはインターネットで。 (被保険者・被扶養者・1親等以外の方が利用する場合は追加料金(1泊につき1人1,000円)を 当健保組合にお支払いください)

病気の予防(定期健診時) 年度内に1回補助

項目	対象者	概要
胃がん検診	ABC検査…30歳以上の被保険者(希望者) 胃透視検査…30・35・40歳以上の 被保険者(希望者)	過去にABC検査費用の補助を受けた方は対象外
大腸がん検診	被保険者(希望者)	便潜血検査

各種健診 年度内に1回補助(人間ドック・特定健診・巡回健診はいずれかを年度内に1回補助)

項目	対象者	概要
人間ドック	被保険者・被扶養者	当健保組合指定の医療機関で受診した場合
脳ドック	40歳以上の被保険者・被扶養者	当健保組合指定の医療機関で受診した場合
特定健診	40歳以上の被保険者・被扶養者	集合契約健診機関で受診した場合
巡回健診 女性限定	20歳以上の被扶養配偶者 65歳以上の被扶養者 任意継続被保険者	人間ドックに近い健診項目を各地域の 公共施設等で実施(他健保組合との共同事業)

健康づくり

項目	対象者	概要
かぜ・虫歯予防	1～9歳の被扶養者	呼吸器系疾患対策として「つよい子キャンペーン」を実施
保健師派遣指導	健康診断受診者	保健師等による健康支援

各種健診				
健診の種類	人間ドック	脳ドック	特定健診	巡回健診 女性限定
対象者 (年齢は2020年 3月31日時点)	被保険者・被扶養者		40歳以上の被保険者・被扶養者	20歳以上の被扶養配偶者 65歳以上の被扶養者 任意継続被保険者
健診機関	当健保組合指定の健診機関 ※当健保組合のホームページで検索できます		集合契約健診機関(集合契約A・B) ※当健保組合のホームページで検索できます	委託業者が指定した公共施設など
検査項目	主な検査 循環器・脂質・肝機能・胃がん検査・ 大腸がん検査など ※健診機関によって多少の違いがあります	頭部MRI・MRA	問診・身体計測(身長・体重・腹囲) 血圧・尿検査 血液検査(肝機能・脂質・血糖)	主な検査 循環器・脂質・肝機能・胃がん検査 大腸がん検査・乳がん検査 子宮頸がん検査
申込方法	① 健診機関に自分で予約する ※海外駐在で時差等があり、どうしても予約が困難な方は、当健保組合までご相談ください。 ② 「人間ドック等予約完了連絡兼申込書」を当健保組合に提出		① 健診機関に自分で予約する ② 「特定健康診査受診券申請書」 を当健保組合に提出	① 自宅に案内書が送付される ② 希望する日程を各自で予約 (電話・ハガキ・インターネット)
受診方法	送付される案内書にてご確認ください		「特定健康診査受診券」と「保険証」を持参し、 受診してください	送付される案内書にてご確認ください
個人負担金	5,000円	10,000円	基本部分は個人負担なし	5,000円
個人負担金の 支払先	当健保組合			委託業者が指定する口座へ振り込み
注意事項	年度中に特定健診または巡回健診を受診した場合は申し込みできません		年度中に人間ドックまたは巡回健診を受診した場合は申し込みできません	年度中に人間ドックまたは特定健診を受診した場合は申し込みできません

各種補助金						
補助の種類	乳がん検診	子宮頸がん検診	肺がん検診	前立腺がん検診	歯科健診	不妊治療費
対象者 (年齢は2020年 3月31日時点)	30歳以上の 被保険者・被扶養配偶者	20歳以上の 被保険者・被扶養配偶者	18歳以上の 被保険者・被扶養者	50歳以上の 被保険者	被保険者・被扶養者 (集団歯科健診受診者を除く)	被保険者・被扶養者
補助額	上限5,000円 (年度内1回のみ)	上限3,000円 (年度内1回のみ)	上限8,000円 (年度内1回のみ)	上限2,000円 (年度内1回のみ)	上限3,000円 (年度内1回のみ)	1回につき上限50,000円 (通算で5年まで)
申請方法	検診受診後に「がん検診補助金支給申請書」に領収書(原本)と 検診結果(コピー)を添付して当健保組合に提出				健診受診後に 「歯科健診補助金支給申請書」に 領収書(原本)を添付して 当健保組合に提出	自治体からの補助額決定後に 「特定不妊療養補助申請書」に 必要書類を添付して 当健保組合に提出

医療費通知をWEBで閲覧できます！

● 医療費通知のWEBサービスが始まりました ●

みなさんが病気やケガで医療機関にかかったときの

医療費をWEBで閲覧することができます。

ぜひご利用ください。

※閲覧できるのは診療月が2019年1月以降の医療費です。
※2021年1月以降は、過去2年間の医療費を閲覧できるようになります。

当健保組合のホームページからアクセスできます

<https://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp/>



閲覧には登録が必要

登録に必要な「仮ユーザーID」と「仮パスワード」を記載したハガキまたは台紙を4月第2週にお届けします。
手順に従って登録を行ってください。

ハガキを受け取ったら登録しましょう！

料金別納郵便

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町1-6

健保 太郎 様

記号番号 (1-100)

観 展 健保組合からのwebサービスのご案内

大和研健康保険組合

〒553-0805 大阪市福島区野田6-5-20

TEL: 06-1234-9999

このお知らせについてご不明な点がございましたら、健康保険組合へお問い合わせください。

※この案内は内装にあり、外装には記載していません。

webサービスのご案内

当健康保険組合では皆様のご利用を目的に「webサービス」をご提供いたします。

このサービスにご登録いただく、皆様は病気やケガのため医療費をうけられたときに支払った医療費がweb上でご覧いただけますので、是非ご利用ください。

本通知では、ご利用いただくために必要な「仮ユーザーID」「仮パスワード」をお知らせしております。

お手数ですが、下記へアクセスしていただき登録をお願いいたします。

webサービスURL

<https://kosmoweb.jp>

仮ユーザーID 1234567890123

仮パスワード 12345678

※医療費控除への利用については、毎年12月に当健保組合のホームページで手続方法をお知らせします。



保険証は大切に

保険証は、みなさんが当健保組合に加入していることを示す身分証明書です。
紛失したり盗難にあったりした場合は、トラブルの原因にもなりますので、大切に取り扱いましょう。

紛失・盗難に気をつけましょう

紛失しないよう、十分注意しましょう。お子様の保険証は保護者がきちんと保管してください。紛失・盗難の場合はすぐに警察に届け出をし、当健保組合に再交付の申請をしてください。



正しく使いましょう

初診時や、月が変わるごとに医療機関の窓口で提示します。受診後は必ず返却してもらいましょう。なお、保険証の貸し借りは法律で禁止されています。



会社を退職したとき

退職日の翌日から使用できません。ご自身と家族(被扶養者)の保険証をすみやかに返却してください。

家族(被扶養者)が扶養から外れたとき

被扶養者の条件を満たさなくなった家族の保険証を返却してください。

8ページ参照

75歳になったとき

75歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、これまでの保険証は返却してください。

任意継続被保険者でなくなったとき

再就職して別の健康保険に加入したときなど、任意継続被保険者でなくなったときは、保険証を返却してください。

こんなときは保険証を返却してください



保険証の返却時には、これらの返却もお忘れなく！

- 高齢受給者証 70～74歳の方に交付しています。
- 限度額適用認定証 期限が切れたり、使用しなくなった場合も返却してください。
- 特定疾病療養受療証 人工透析患者などに交付しています。

ご家族が
被扶養者で
なくなったら

当健保組合に すみやかに届出を

健保組合は、被保険者(本人)だけでなく、被保険者に扶養されている75歳未満の家族も加入することができます。この家族を被扶養者といい、被扶養者として認められる範囲は法律で決められています。

こんなときは被扶養者ではなくなります。

被扶養者が就職した

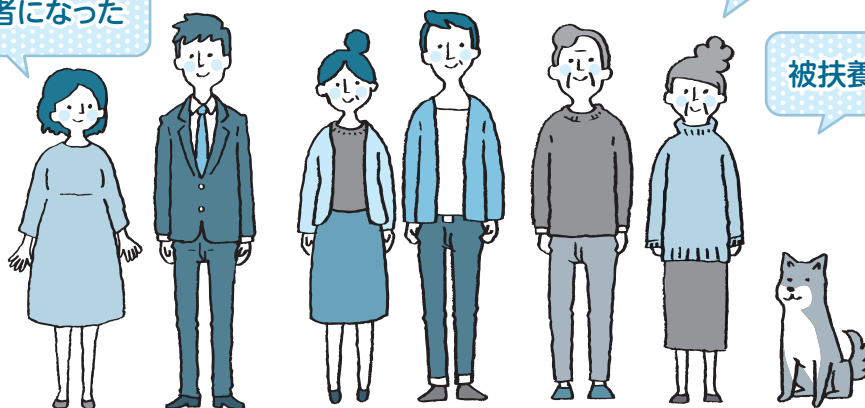
被扶養者への仕送りをやめた、
または仕送り額が被扶養者の
収入を下回った

被扶養者の今後1年の見込収入が
基準額(下記参照)を超えた

被扶養者が結婚し、
配偶者の被扶養者になった

被扶養者が75歳になった

被扶養者が死亡した



必要書類

- 被扶養者(異動)届
- 該当する被扶養者の保険証
- 高齢受給者証(交付されている場合)

被扶養者として認められるための要件

- 1 3親等内の親族であること [配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・
兄弟姉妹以外は被保険者と同居が条件]
- 2 被保険者の収入によって生活していること
- 3 被扶養者となる人の今後1年の見込収入※が下記を満たしていること

税法上の
扶養の要件とは
異なります

- 130万円(月額108,334円・日額3,612円)未満
- 被保険者の収入の2分の1未満(同居の場合)
- (60歳以上または障害のある場合は
- 180万円(月額150,000円・日額5,000円)未満)
- 被保険者からの仕送り額より少ない(別居の場合)

※ 被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間見込収入額

● **ご注意ください** ● 失業給付(日額3,612円以上)の受給中は被扶養者になれません。

お願い

住所が変わったら健保組合に届け出を

引っ越しなどで住所が変わった場合は、勤務先の社会保険担当者を通じて当健保組合に「住所変更届」を提出してください。

